

青森県後期高齢者医療広域連合の給与等について

平成21年3月26日

青森県後期高齢者医療広域連合職員等の給与と職員数などの状況についてお知らせします。

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

| 区 分 | 歳出額 (A) | 実質収支 | 人件費 (B) | 人件費率 (B/A) | (参考) 18年度の人件費率 |
|------|------------|--------|------------|---------------|-------------------|
| | 千円 | 千円 | 千円 | % | % |
| 19年度 | 688,709 | 96,664 | 25,397 | 3.7 | 18.21 |

(注) 市町村から派遣されている職員の給与は、通勤手当・時間外勤務手当・休日勤務手当、単身赴任手当以外は派遣元から支給されているため、人件費には含まれていません。派遣元で支給した給与については、年度末に精算し負担金として派遣元に支払います。平成19年度の人件費負担金額は 108,662 千円です。

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

| 区 分 | 職員数 (A) | 給 与 費 | | | |
|------|------------|-------|-------|---------|--------|
| | | 給 料 | 職員手当 | 期末・勤勉手当 | 計(B) |
| | 人 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 19年度 | 2 | 9,924 | 7,746 | 4,286 | 21,956 |

(注) 1 職員手当には、退職手当を含みません。
2 職員数には、市町村から派遣されている職員を含みませんが、職員手当には、市町村から派遣されている職員に支給された、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び単身赴任手当が含まれています。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(20年4月1日現在)

| 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 |
|--------|-----------|-----------|
| 48.0 歳 | 413,500 円 | 478,956 円 |

(注) 1 「平均給料月額」とは、20年4月1日現在における職員(市町村から派遣されている職員は含まれていません。)の基本給の平均です。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

(2) 職員の初任給の状況(20年4月1日現在)

| 区 分 | 広域連合 | 国 |
|-------|-----------|-----------|
| 大 学 卒 | 172,200 円 | 172,200 円 |
| 高 校 卒 | 140,100 円 | 140,100 円 |

3 級別職員数の状況（20年4月1日現在）

| 区分 | 標準的な職務内容 | 職員数 | 構成比 |
|-----|------------------|-----|--------|
| 1 級 | 主 事 | 0 人 | 0.0 % |
| 2 級 | 主 事 | 0 人 | 0.0 % |
| 3 級 | 主 査 | 0 人 | 0.0 % |
| 4 級 | 課 長 ・ 主 幹 | 1 人 | 50.0 % |
| 5 級 | 課 長 ・ 主 幹 | 0 人 | 0.0 % |
| 6 級 | 事務局長 | 0 人 | 0.0 % |
| 7 級 | 困難な業務を所掌する事務局長 | 1 人 | 50.0 % |
| 8 級 | 特に困難な業務を所掌する事務局長 | 0 人 | 0.0 % |

(注) 1 青森県後期高齢者医療広域連合の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

| 広域連合 | 国 |
|---|---|
| 1人当たり平均支給額（19年度） 2,142 千円 | - |
| (19年度支給割合) 期末手当 2.95月分 勤勉手当 1.45月分 (1.55)月分 (0.75)月分 | (19年度支給割合) 期末手当 3.00月分 勤勉手当 1.50月分 (1.60)月分 (0.75)月分 |
| (加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% | (加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% |

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(2) 時間外勤務手当

| | |
|-----------------------|----------|
| 支給実績（19年度決算） | 4,029 千円 |
| 職員1人当たり平均支給年額（19年度決算） | 201 千円 |
| 支給実績（18年度決算） | 482 千円 |
| 職員1人当たり平均支給年額（18年度決算） | 80 千円 |

(注) 市町村から派遣されている職員に支給された分も含まれています。

(3) その他の手当（20年4月1日現在）

| 手当名 | 内容及び支給単価 (月額) | 国の制度との異同 | 国の制度と異なる内容 | 支給実績 (19年度決算) | 支給職員1人当たり平均支給年額 (19年度決算) |
|------|--|----------|------------|------------------|-----------------------------|
| 扶養手当 | 配偶者や子などを扶養している場合に支給されます。 配偶者 13,000円 配偶者以外 1人目6,500円（配偶者がいない場合11,000円） 2人目以降1人につき6,500円 子が満16歳～22歳の加算5,000円 | 同 | | 510千円 | 255,000円 |

| | | | | | |
|------------|---|-----|------------------------------------|---------|----------|
| 通勤手当 | 交通機関や自家用車などで通勤することを常例としている場合に支給されます。 バスや電車などの公共交通機関利用の場合 最高 55,000円 自家用車など利用の場合 最高 35,000円 | 異なる | 自家用車など利用の場合の最高額 (国は、24,500円) | 1,333千円 | 148,100円 |
| 住居手当 | 借家や借間の家賃を負担し、又は自宅に世帯主として住んでいる場合に支給されます。 借家、借間の場合 最高 27,000円 持ち家の場合 定額 3,000円 | 異なる | 持ち家の場合の定額 (国は、購入後5年間2,500円) | 72千円 | 36,000円 |
| 単身赴任手当 | 派遣されたことに伴い、配偶者と別居して単身で生活することとなった場合に支給されます。 最高 68,000円 | 異なる | 異動などにより、配偶者と別居して単身で生活することとなった場合に支給 | 624千円 | 312,000円 |
| 寒冷地手当 | 寒冷地に勤務する職員に支給されます。 支給期間 11～3月までの5か月間 扶養親族がある場合 世帯主 17,800円 扶養親族がない場合 世帯主 10,200円 その他 7,360円 なお、平成19年度までは経過措置があります。 | 同 | | 179千円 | 89,500円 |
| 休日勤務手当 | 休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給されます。 支給額 = 勤務1時間当たりの給与額 × 135/100 × 勤務時間数 | 同 | | 0千円 | 0円 |
| 管理職手当 | 管理又は監督の地位にある職員のうち、規則で指定するものに支給されます。 支給額 = 77,400円 | 同 | | 929千円 | 929,000円 |
| 管理職員特別勤務手当 | 管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等に勤務した場合に支給されます。 勤務1回につき 7,000円 | 同 | | 0千円 | 0円 |

(注) 通勤手当及び単身赴任手当については、市町村から派遣されている職員に支給された分も含まれています。

